

【大地震が起きたら 光華小学校は】

1 指定避難所

大地震などの大規模な災害が発生した場合には、家屋の倒壊や火災による焼失などにより、自宅での生活が困難となり、避難所において一定期間共同生活を営むことになる事態が考えられます。その避難所に光華小学校が指定されています。

2 ご存じですか？ 光華小学校避難所運営委員会

避難所を円滑に開設、運営し、安定した避難所生活を確保するために、光華小学校では、避難所運営委員会を設置しています。運営するメンバーは、市の職員を含め地域の自治会、PTA、民生委員、学校職員等、主に地域の方々と構成され、協働して活動に取り組んでいます。

避難所運営委員会活動は、年4回程度実施しており、避難所運営マニュアルに関する話し合いや、避難所運営訓練などを実施しています。

3 避難所運営訓練？ どんな訓練？

避難所運営訓練は、体育館に居住スペースを設けるためのパーテーションの設置や、仮設トイレの組み立て訓練を行うほか、避難者の受入れ対応訓練、発電機や照明器具の作動確認などを行っています。

昨年実施した訓練では、避難所運営委員のほか、近隣の方々や子どもたちも参加し、パーテーションの設置訓練などを体験しました。参加した子どもたちは、楽しく、そして真剣に取り組んでいました。

4 みなさんも参加してみよう！ 避難所運営訓練に！

避難所生活の長期化または避難所生活をする方が大勢いる場合などは、避難所運営委員だけでは運営できません。また、避難所運営委員自身が被災し避難所運営に参加できない場合も考えられます。

避難所運営は、避難所生活をする方々が協力して自ら運営することを基本としています。このため、誰もが避難所を運営できるようにしておくことが大切です。ぜひ、避難所運営訓練に参加してみましょう。

（今年度の予定が決まり次第、またお知らせします。）

5 一時避難場所と避難所のちがい わかりますか？

一時避難場所とは、建物の倒壊など、その場にいることが危険であると感じた場合、命を守るために、一時的に避難する場所です。光華小学校における一時避難場所は、「校庭」です。

避難所は、家屋の倒壊や焼失等で被害を受けた方または被害を受ける恐れがある方が、一定期間避難生活を送る施設です。光華小学校における避難所は、「体育館等」です。

避難所の開設は、建物の安全が確認でき、市長が開設を指示した段階です。

6 一時避難場所（光華小学校校庭）に避難した時（重要！）

- ① 余震に備え、校舎などの建物に近づかず、できるだけ校庭の中央に避難してください。
- ② 避難者の人数を確認するため、できるだけ町丁目単位にまとまってください。
- ③ 勝手に校舎や体育館などに入らないでください。